

やはばおたっしやサロン事業（こびりっこサロン）実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、「こびりっこサロン」を自主的に実施しようとする者に対して、矢巾町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、その活動を支援することにより、地域住民の積極的な社会参加を促すとともに、たすけあい精神の醸成とたすけあい体制の確立を図り、もって地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、「こびりっこサロン」（以下「サロン」という。）とは、地域を拠点として、その地域に居住する高齢者や見守り等地域で配慮が必要と判断される地域住民（以下「参加者」という。）と、地域住民とが協働で企画及び運営を行い、参加者相互あるいは地域住民との交流や、仲間づくり、生きがいをづくりを目的とした活動のことをいう。

（対象者）

第3条 高齢者を主とした地域住民とする。

（実施主体）

第4条 地域住民又は矢巾町社会福祉協議会により実施するものとする。

2 事業を行おうとする地域は、サロンの代表者を選定しなければならない。ただし、代表者・参加者の区別なく話し合いで方針を定め、互いに役割を分担し運営していくこと。

（実施場所と規模）

第5条 地域の参加者ができる限り気軽に、歩いて参加できる身近な場所（地区の公民館等）で実施すること。また、人数は概ね5人以上が望ましい。

（事業内容）

第6条 この事業の内容は、特定の趣味活動に偏らないものとし、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 健康づくり（シルバーリハビリ体操、ニュースポーツ、健康講座等）
- (2) レクリエーション（おしゃべり、ゲーム、趣味、創作）
- (3) 健康管理（血圧測定、心身の健康状態の聞き取り）
- (4) 食事（お茶のみ、おやつ、昼食）
- (5) 季節ごとの行事
- (6) その他

2 次の各号に掲げる団体は、この事業の対象外とする。

- (1) 営利を目的とする団体

- (2) 政治、宗教的活動を目的として設置された団体
- (3) 法令及び公序良俗に反すると認められる団体
- (4) 特定の活動に限定されたサークル・クラブ・教室等の団体
- (5) その他会長が適当でないと認める団体

(参加費の徴収)

第7条 活動の自主性及び継続性を図るため、サロン参加者から無理のない範囲で参加費を徴収するものとする。

(秘密保持)

第8条 参加者は、サロンで知り得た個人の秘密及び情報を、他に漏らしてはならない。

(開催回数)

第9条 月1回以上かつ1回の活動は2時間以上とする。

(実施期間)

第10条 毎年4月1日から翌年3月31日までの間とする。

(保険)

第11条 本会は、「ふれあいサロン保険」に加入し、この事業に参加する利用対象者に事故が発生した場合、必要な措置を行うものとする。

2 それぞれのサロンの代表者は、毎年4月1日までに保険加入に必要な事項が載った参加者名簿を、本会に提出しなければならない。

(支援)

第12条 本会は、この事業を行う者の希望がある場合、次の各号の支援を行う。

- (1) 開設時の運営支援・運営方法指導(3回まで)
- (2) 講師・指導者・ボランティア等の紹介
- (3) 必要な備品の貸出
- (4) 運営方法・実施内容等に関する相談援助
- (5) その他必要な支援

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。